

武蔵野市緑化推進審議会設置条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市緑化推進審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市民緑の憲章（昭和48年4月武蔵野市告示第18号）の理念に基づき、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び評価を行うにあたり、必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市緑化推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 基本計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項について調査し、及び審議するときは、市民その他審議会が必要と認める者の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員10人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 武蔵野市の緑化推進に関係する者
- (3) 公募による市民
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第2条第1項の規定による答申の日までとする。

(報酬)

第5条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(59)まで (略)</p> <p><u>(60)</u>から<u>(68)</u>まで</p>	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(59)まで (略)</p> <p><u>(60) 緑化推進審議会の委員</u></p> <p><u>(61)</u>から<u>(69)</u>まで</p>	<p>号の追加</p> <p>号の繰下げ</p>
<p>第3条 第1条第13号から<u>第65号</u>までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p>	<p>第3条 第1条第13号から<u>第66号</u>までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第4条 第1条<u>第66号</u>から<u>第68号</u>までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p>	<p>第4条 第1条<u>第67号</u>から<u>第69号</u>までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。</p>	<p>字句の改正</p>

別表第2（第3条関係） 日額で定める報酬額		別表第2（第3条関係） 日額で定める報酬額		項の追加
職名	報酬額	職名	報酬額	
財産価格審議会の委員から 下水道施設長期包括業務委 託事業者選定委員会の委員 まで（略）		財産価格審議会の委員から 下水道施設長期包括業務委 託事業者選定委員会の委員 まで（略）		
投票管理者から選挙立会人 まで（略）		緑化推進審 議会の委員	// 12,000円	
備考（略）		投票管理者から選挙立会人 まで（略） 備考（略）		

（提案理由）

緑化施策を推進するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する基本計画の策定及び評価に関する事項を調査し、及び審議する附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市緑化推進審議会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。